

第87号（令和3年12月3日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[規則]

- △ 健康増進法等施行細則の一部を改正する規則【健康福祉局保健事業課】 3

[告示]

- △ 地域包括支援センターの設置【健康福祉局地域支援課】 5
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】 6
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】 7
- △ 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定【建築局都市計画課】 8
- △ 同 【建築局都市計画課】 9
- △ 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更【建築局都市計画課】 10
- △ 同 【建築局都市計画課】 11
- △ 横浜国際港都建設計画公園の変更【建築局都市計画課】 12
- △ 同 【建築局都市計画課】 13

[公告]

- △ 土地改良区の役員就退任の届出【環境創造局農政推進課】 14
- △ 排水設備指定工事店の指定【環境創造局管路保全課】 16
- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 17
- △ マンション建替組合の理事長の氏名及び住所【建築局住宅再生課】 18
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 19
- △ 同 【建築局調整区域課】 20
- △ 同 【建築局調整区域課】 21
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 22
- △ 同 【建築局調整区域課】 23
- △ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】 24
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 25
- △ 同 【建築局建築指導課】 26

[区告示]

- △ 認可地縁団体の告示事項の変更【旭区地域振興課】 27
- △ 同 【金沢区地域振興課】 28

[区公告]

- △ 自動車臨時運行許可番号標の失効【青葉区総務課】 29

[消防局]

- △ 公有財産売払いに係る一般競争入札の施行【総務課】 30

[医療局病院経営本部]

- △ 横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程【人事課】 32

[教育委員会]

- △ 公印の改刻及び廃止【総務課】 33

[職員共済組合]

- △ 横浜市職員共済組合組合会互選議員選挙立候補者の届出【職員共済課】 34
- △ 横浜市職員共済組合組合会互選議員選挙において当選人と決定した者の氏名等【職員共済課】 35

[その他]

- △ 電子署名に用いる証明書【総務局行政マネジメント課】 36

規則

健康増進法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年12月3日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第66号

健康増進法等施行細則の一部を改正する規則

健康増進法等施行細則（昭和53年8月横浜市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第2号様式」を「第1号様式」に改める。

第6条中「第3号様式」を「第2号様式」に改める。

第7条中「第4号様式」を「第3号様式」に改める。

第8条中「給食施設栄養管理報告書（第5号様式、第5号様式の2、第6号様式又は第7号様式）」を「次に掲げる事項を記載した報告書」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 当該施設の名称、所在地及び電話番号

(2) 当該施設の管理者の職名及び氏名

(3) 当該施設における栄養管理の実施状況

(4) その他市長が必要と認める事項

第9条中「特定給食施設報告書（第8号様式）」を「、前条第1号及び第2号に掲げる事項、設置者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）、給食数、管理栄養士及び栄養士の員数その他市長が必要と認める事項を記載した報告書」に改め、同条第1号中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第10条第1項中「第9号様式」を「第4号様式」に改め、同条第2項中「第10号様式」を「第5号様式」に改める。

第12条中「給食施設栄養指導票（第11号様式）」を「次に掲げる事項を記載した書面」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 当該施設の名称

(2) 当該施設の管理者の職名及び氏名

(3) 当該栄養指導員の所属及び氏名

(4) 当該指導の内容

(5) その他市長が必要と認める事項

第13条第1項中「第12号様式」を「第6号様式」に改める。

第1号様式を削る。

第2号様式中「住所及び氏名」を「氏名及び住所」に、「、所在地及び」を「、主たる事務所の所在地及び」に改め、同様式注意4中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加え、同様式

注意 7 中「住所、氏名等」を「氏名、住所等」に、「第 3 号様式」を「第 2 号様式」に改め、同様式を第 1 号様式とする。

第 3 号様式中「住所及び氏名」を「氏名及び住所」に、「、所在地」を「、主たる事務所の所在地」に改め、同様式を第 2 号様式とする。

第 4 号様式中「住所及び氏名」を「氏名及び住所」に、「、所在地」を「、主たる事務所の所在地」に改め、同様式を第 3 号様式とする。

第 5 号様式から第 8 号様式までを削り、第 9 号様式を第 4 号様式とし、第 10 号様式を第 5 号様式とし、第 11 号様式を削り、第 12 号様式を第 6 号様式とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の健康増進法等施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

告 示

横 浜 市 告 示 第 636 号

地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー の 設 置

介 護 保 険 法 (平 成 9 年 法 律 第 123 号) 第 115 条 の 46 第 3 項 の 規 定
 に よ り 、 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー が 、 次 の と お り 設 置 さ れ た 。

令 和 3 年 12 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー の 設 置 者 の 名 称	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー の 所 在 地	設 置 年 月 日
社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 福 祉 サ ー ビ ス 協 会	栄 区 小 菅 ケ 谷 一 丁 目 5 番 4 号	令 和 3 年 12 月 1 日

横浜市告示第 637 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和3年12月3日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和3年11月1日	合同会社キルシュバウム	ヘルパーサービスリベラ	鶴見区潮田町1丁目67番地	同行援護
同	株式会社46カンパニー	株式会社46カンパニー	神奈川区沢渡48番地の9	居宅介護、重度訪問介護
同	ファミリー・ホスピス株式会社	訪問介護ファミリー・ホスピス本牧	中区小港町3丁目192番地	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社若武者ケア	若武者ケア中事業所	中区2丁目51番地	居宅介護、重度訪問介護
同	特定非営利活動法人愛コープ	愛コープ保土ヶ谷事業所	保土ヶ谷区仏向町249番地の1	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社タイガーブランディング	manabiy新横浜駅前事業所	港北区新横浜二丁目3番地の3	就労移行支援
同	スコープ株式会社	土屋訪問介護事業所スコープ神奈川とつか	戸塚区吉田町1,046番地	居宅介護、重度訪問介護
同	NPO法人ぷろむなーど	ぷろむなーど	緑区中山一丁目16番15号	居宅介護、重度訪問介護

横浜市告示第 638 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和3年12月3日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和3年11月30日	G r A S P 株式会社	G R A S P	青葉区鉄町15番地の15	就労継続支援B型

横 浜 市 告 示 第 639 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 決 定

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 を 次 の と お り 決 定 し た
。

そ の 関 係 図 書 は、横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 12 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区
中 希 望 が 丘 特 別 緑 地 保 全 地 区
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
旭 区 中 希 望 が 丘 地 内

横 浜 市 告 示 第 640 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 決 定

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 を 次 の と お り 決 定 し た
。

そ の 関 係 図 書 は、横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 12 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区
和 泉 町 蟹 沢 特 別 緑 地 保 全 地 区
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
泉 区 和 泉 町 地 内

横 浜 市 告 示 第 641 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 変 更

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別
緑 地 保 全 地 区 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 12 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区

上 白 根 町 小 池 特 別 緑 地 保 全 地 区

2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

(1) 追 加 す る 部 分

な し

(2) 削 除 す る 部 分

な し

(3) 変 更 す る 部 分

旭 区 上 白 根 町 地 内

横 浜 市 告 示 第 642 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 変 更

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別
緑 地 保 全 地 区 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 12 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区

川 井 本 町 特 別 緑 地 保 全 地 区

2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

(1) 追 加 す る 部 分

な し

(2) 削 除 す る 部 分

な し

(3) 変 更 す る 部 分

旭 区 川 井 本 町 地 内

横 浜 市 告 示 第 643 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 公 園 の 変 更

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 公 園
を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 12 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 公 園
3 ・ 2 ・ 1201 号 白 根 公 園
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
 - (1) 追 加 す る 部 分
な し
 - (2) 削 除 す る 部 分
な し
 - (3) 変 更 す る 部 分
旭 区 白 根 三 丁 目 地 内

横 浜 市 告 示 第 644 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 公 園 の 変 更

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 公 園
を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 12 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 公 園
2 ・ 2 ・ 816 号 谷 津 第 二 公 園
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
 - (1) 追 加 す る 部 分
な し
 - (2) 削 除 す る 部 分
な し
 - (3) 変 更 す る 部 分
金 沢 区 谷 津 町 地 内

公 告

横 浜 市 公 告 第 736 号

土 地 改 良 区 の 役 員 就 退 任 の 届 出

土 地 改 良 法 (昭 和 24 年 法 律 第 195 号) 第 18 条 第 17 項 の 規 定 に 基 づ き、横 浜 市 都 筑 区 都 田 第 一 土 地 改 良 区 か ら 次 の と お り 役 員 が 退 任 し、及 び 就 任 し た 旨 の 届 出 が あ っ た。

令 和 3 年 12 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 退 任 し た 役 員 の 住 所 及 び 氏 名

役 員 の 別	住 所	氏 名
理 事	都 筑 区 池 辺 町 2,174 番 地 の 4	中 山 清
同	都 筑 区 池 辺 町 2,118 番 地	中 山 栄 二
同	都 筑 区 池 辺 町 1,941 番 地	栗 原 茂
同	都 筑 区 佐 江 戸 町 2,224 番 地	志 田 修 一
同	都 筑 区 池 辺 町 2,232 番 地	島 村 博 明
同	都 筑 区 池 辺 町 2,849 番 地	元 木 孝 徳
同	都 筑 区 池 辺 町 3,191 番 地	座 間 正 喜
同	都 筑 区 池 辺 町 2,726 番 地	佐 野 隆 幸
同	都 筑 区 池 辺 町 1,162 番 地	小 泉 和 幸
同	都 筑 区 池 辺 町 3,732 番 地	栗 原 義 明
同	都 筑 区 池 辺 町 4,564 番 地	成 田 勝
同	都 筑 区 池 辺 町 1,733 番 地 の 1	田 丸 保 男
同	都 筑 区 富 士 見 が 丘 14 番 6 号	福 田 信 治
同	都 筑 区 池 辺 町 2,081 番 地	中 山 直 樹
監 事	都 筑 区 池 辺 町 4,176 番 地 の 1	三 留 晴 彦
同	都 筑 区 佐 江 戸 町 2,188 番 地	菅 沼 弘 明

2 就 任 し た 役 員 の 住 所 及 び 氏 名

役 員 の 別	住 所	氏 名
理 事	都 筑 区 池 辺 町 2,174 番 地 の 4	中 山 清
同	都 筑 区 池 辺 町 1,941 番 地	栗 原 茂
同	都 筑 区 池 辺 町 3,191 番 地	座 間 正 喜
同	都 筑 区 池 辺 町 2,232 番 地	島 村 博 明
同	都 筑 区 佐 江 戸 町 2,188 番 地	菅 沼 弘 明
同	都 筑 区 池 辺 町 3,053 番 地	大 谷 賢 太 郎
同	都 筑 区 池 辺 町 2,184 番 地 の 3	佐 野 芳 晴
同	都 筑 区 池 辺 町 4,234 番 地	三 留 基 房
同	都 筑 区 池 辺 町 2,603 番 地	串 田 信 夫

同	都 筑 区 池 辺 町 4,317 番 地 の 1	川 久 保 秀 子
同	都 筑 区 池 辺 町 2,079 番 地	中 山 巖
同	都 筑 区 池 辺 町 2,105 番 地	栗 原 裕
同	都 筑 区 池 辺 町 1,733 番 地 の 1	田 丸 保 男
同	都 筑 区 佐 江 戸 町 1,718 番 地	小 川 邦 夫
監 事	都 筑 区 池 辺 町 2,726 番 地	佐 野 隆 幸
同	都 筑 区 池 辺 町 1,162 番 地	小 泉 和 幸

横浜市公告第 737 号

排水設備指定工事店の指定

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）に規定する排水設備指定工事店として、次のとおり指定した。

令和3年12月3日

横浜市長 山中竹春

1 排水設備指定工事店

指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
11723	鶴亀住宅設備	乙 成 勝 彦	旭区川井本町90番地の9
11724	株式会社井上建設	井 上 俊 行	瀬谷区阿久和西四丁目35番地の5
30606	青木設備工業株式会社	青 木 光	横須賀市二葉1丁目29番7号
11725	有限会社鈴川工業	鈴 川 利 明	横須賀市太田和5丁目556番地の5
30607	Q S O インダストリアル株式会社	堀 俊 也	港北区綱島東五丁目8番30号
30608	M設備設計	木 村 麻 千 子	中区簗沢123番地
11726	ホームシステム株式会社	加 藤 英 四 郎	港北区新羽町1,300番地の3
11727	堀米興業	堀 米 征 彦	相模原市南区大野台5丁目2番13号
11728	有限会社マルシン	布 施 由 美 子	小田原市中村原161番地の3
30609	有限会社神大設備工業	栗 原 洋 一	藤沢市石川6丁目11番地の6
11729	三不二設備	佐 藤 翼	相模原市中央区青葉3丁目31番18号
30610	株式会社熊谷設備	熊 谷 洋 一	神奈川県足柄上郡大井町金子1,764番地の1

2 指定有効期間

令和3年12月1日から令和8年10月31日まで

横浜市公告第 738 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年12月3日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和3年 11月1日	30346	株式会社第 三設備	佐伯泰信	(新)厚木市長谷 358番地の2
				(旧)厚木市水引 2丁目12番18 号
令和3年 11月10日	11643	(新)株式会社 新明工事	(新)笠原光博	神奈川区菅田 町 2,714 番地 の 18
		(旧)有限会社 新明工事	(旧)笠原芳雄	

横 浜 市 公 告 第 739 号

マ ン シ ョ ン 建 替 組 合 の 理 事 長 の 氏 名 及 び 住 所

マ ン シ ョ ン の 建 替 え 等 の 円 滑 化 に 関 す る 法 律 (平 成 14 年 法 律 第 78 号) 第 25 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 桜 台 団 地 マ ン シ ョ ン 建 替 組 合 の 理 事 長 の 氏 名 及 び 住 所 を 公 告 す る 。

令 和 3 年 12 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 理 事 長 の 氏 名
鈴 木 実
- 2 理 事 長 の 住 所
緑 区 長 津 田 町 3,016 番 地 の 1

横 浜 市 公 告 第 740 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た。

令 和 3 年 12 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 6 月 18 日 第 2021 開 1205 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 矢 部 町 1 番 地 の 29
株 式 会 社 横 浜 建 物
代 表 取 締 役 小 林 東 太 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
緑 区 鴨 居 四 丁 目 1,195 番 の 1 、 1,195 番 の 4 、 1,195 番 の 5 、
1,195 番 の 7 及 び 1,196 番 の 11 の 各 一 部 、 1,197 番 の 2 から 1,19
7 番 の 5 ま で 、 1,197 番 の 7 から 1,197 番 の 19 ま で 、 1,198 番 の
1 、 1,198 番 の 5 、 1,224 番 の 26 の 一 部 、 1,306 番 の 6 の 一 部 並
び に 2,695 番 の 56 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 741 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 12 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 7 月 12 日 第 2021 開 501 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 鶴 屋 町 1 丁 目 7 番 地 の 12
株 式 会 社 ハ ウ ス プ ラ ン
代 表 取 締 役 鈴 木 賢 広
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
南 区 大 岡 四 丁 目 2,254 番 の 1 の 一 部 及 び 2,254 番 の 10

横 浜 市 公 告 第 742 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 3 年 12 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 8 月 31 日 第 2021 開 1407 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 武 蔵 野 市 境 2 丁 目 2 番 2 号
株 式 会 社 飯 田 産 業
代 表 取 締 役 千 葉 雄 二 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 本 郷 三 丁 目 26 番 の 64 及 び 26 番 の 84 から 26 番 の 91 まで

横 浜 市 公 告 第 743 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 12 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2021 ・ 1 ・ 5 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 3 年 11 月 24 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長
12.89 m
- 5 指 定 の 場 所
鶴 見 区 仲 通 1 丁 目 5 番 の 10
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 オ ー プ ン ハ ウ ス ・ デ ィ ベ ロ ッ プ メ ン ト
代 表 取 締 役 福 岡 良 介

横 浜 市 公 告 第 744 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 12 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2021 ・ 18 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 3 年 11 月 24 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
21.75 m
- 5 指 定 の 場 所
都 筑 区 東 山 田 町 1,497 番 の 2 及 び 1,498 番 の 3
- 6 申 請 者 の 氏 名
ツクミエステート株式会社
代 表 取 締 役 嘉 村 隆 宏

横 浜 市 公 告 第 745 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 12 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃止する道路の指定番号
第 2020 ・ 12 ・ 1 号
- 2 廃止年月日
令和 3 年 11 月 19 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
24.86 m
- 5 廃止の場所
緑区中山四丁目 168 番の 4 、 170 番の 2 、 170 番の 7 、 179 番
の 5 及び 179 番の 9

横 浜 市 公 告 第 746 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 12 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 28 ・ 42 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 3 年 11 月 15 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
42.50 m
- 5 廃 止 の 場 所
港 北 区 篠 原 北 一 丁 目 2,349 番 の 27 地 先 か ら 2,349 番 の 129 地 先
ま で

横 浜 市 公 告 第 747 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 12 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 5 ・ 14 ・ 26 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 3 年 11 月 18 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
5.00 m
- 5 廃 止 の 場 所
瀬 谷 区 阿 久 和 東 三 丁 目 48 番 の 11 及 び 48 番 の 39

区 告 示

旭区告示第24号（令和3年11月24日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、南希望が丘中央会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年11月24日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	地 藏 朋 子 旭区南希望が丘64番 地	櫻 井 昭 夫 旭区南希望が丘58番 地の3

金沢区告示第19号（令和3年11月24日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、ウッドパーク金沢文庫自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年11月24日

横浜市金沢区長 永井京子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	渡辺裕一 金沢区釜利谷南二丁目50番3号	村岡信明 金沢区釜利谷南二丁目56番11号

区 公 告

青葉区公告第 122 号（令和 3 年 11 月 17 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 3 年 11 月 17 日

横浜市青葉区長 小 澤 明 夫

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 27 - 02 浜 横 浜	平成 28 年 4 月 8 日

消防局

消防局公告第10号

公有財産売払いに係る一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。
令和3年12月3日

契約事務受任者
横浜市消防局長 松原正之

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
消防艇まもり（船舶番号：131095）の売却（その2）
- (2) 保管場所
鶴見区大黒ふ頭1番地 鶴見水上消防出張所前岸壁
- (3) 最低売却価格
90,000円（税抜）
- (4) 入札に付す条件
入札説明書による。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条又は第7条に該当しない者であること。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項に違反する事実がない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体に該当しないものであること。

3 入札説明書の交付等

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukyoku/2021/sonota/shobo/mamori.html>）に掲載するほか、次のとおり交付する。

(1) 交付期間

令和3年12月3日から令和3年12月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く午前8時45分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

- (2) 交付場所
保土ヶ谷区川辺町2番地の9
横浜市消防局総務部施設課車両係
電話 045(334)6405
- 4 入札参加申込の受付
 - (1) 受付期間
令和3年12月3日から令和3年12月17日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く午前8時45分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））
 - (2) 受付場所
保土ヶ谷区川辺町2番地の9
横浜市消防局総務部総務課経理係
電話 045(334)6525
- 5 入札及び開札の日時及び場所
令和3年12月24日午後2時から
保土ヶ谷区川辺町2番地の9
横浜市消防局総務部総務課入札室（保土ヶ谷区総合庁舎5階）
- 6 入札保証金
入札者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を横浜市が発行する納付書により入札日前日までに横浜市指定金融機関又は横浜市収納代理金融機関等に納付しなければならない。
- 7 入札の無効
次の入札は無効とする。
 - (1) 第2項の資格条件を満たさない者が行った入札
 - (2) 入札説明書における入札要領第8条に定める入札
- 8 契約書作成の要否
横浜市が定める売買契約書による契約書の作成を要する。

医療局病院経営本部

横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年12月1日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 平原 史 樹

医療局病院経営本部規程第9号（令和3年12月1日揭示済）

横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成24年5月病院経営局規程第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の110」を「100分の102.5」に改め、同条第2項中「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分に72.5」を「100分の67.5」に、「100分の110」を「100分の102.5」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

第21条第1項中「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
（令和3年12月1日に在職する職員に対して支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和3年12月1日に在職する職員（同日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員を含む。）に対して支給する同日に係る期末手当に関するこの規程による改正後の横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程第5条の規定の適用については、同条第1項中「100分の122.5」とあるのは「100分の115」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の95」とする。

教 育 委 員 会

横 浜 市 教 育 委 員 会 告 示 第 33 号

公 印 の 改 刻 及 び 廃 止


次 の と お り 公 印 を 改 刻 し 、 及 び 廃 止 す る 。

令 和 3 年 12 月 3 日


横 浜 市 教 育 委 員 会

教 育 長 鯉 淵 信 也

1 改 刻

公 印 の 名 称	使 用 開 始 年 月 日	印 影
横 浜 市 立 若 葉 台 小 学 校 長 印	令 和 3 年 12 月 3 日	 (方 21 ミ リ メ ー ト ル)

2 廃 止

公 印 の 名 称	廃 止 年 月 日	印 影
横 浜 市 立 若 葉 台 小 学 校 長 印	令 和 3 年 12 月 3 日	 (方 21 ミ リ メ ー ト ル)

職 員 共 済 組 合

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 公 告 第 13 号 (令 和 3 年 11 月 17 日 掲 示 済)

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 組 合 会 互 選 議 員 選 挙 立 候 補 者 の 届 出
 令 和 3 年 11 月 22 日 執 行 の 横 浜 市 職 員 共 済 組 合 組 合 会 互 選 議 員 選 挙
 の 立 候 補 に つ い て 、 次 の と お り 届 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 11 月 17 日

横 浜 市 職 員 共 済 組 合

選 挙 長 横 森 喜 久 美

氏 名	年 齢	職 名	所 属
水 野 博	58 歳	技 術 職 員	南 区 南 土 木 事 務 所
高 橋 雄 二	54 歳	技 術 職 員	資 源 循 環 局 適 正 処 理 計 画 部 鶴 見 工 場
恩 田 崇 之	49 歳	技 術 職 員	水 道 局 配 水 部 配 水 課

横浜市職員共済組合公告第14号（令和3年11月17日揭示済）

横浜市職員共済組合組合会互選議員選挙において当選人
と決定した者の氏名等

令和3年11月22日執行の横浜市職員共済組合組合会互選議員選挙
について、選挙の立候補者が、横浜市職員共済組法定款第9条の規
定に定める定数を超えないため、横浜市職員共済組法定款第14条第
3項の規定に基づき、当選人と決定した者の氏名は次のとおりであ
る。

令和3年11月17日

横浜市職員共済組合
理事長 平原 敏 英

定数	所 属	氏 名
3 人	南区南土木事務所	水 野 博
	資源循環局適正処理計画部鶴見工 場	高 橋 雄 二
	水道局配水部配水課	恩 田 崇 之

その他

電子署名に用いる証明書

横浜市行政文書取扱規程（平成17年3月達第1号）第26条第1項により電子署名を行うため、次の証明書を使用する。

令和3年12月3日

横浜市長 山中竹春

こども青少年局長（南部児童相談所入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Kodomoseishonenkyokucho nambujidosodanjonyusatsusenyo OU=Nambujidosodanjo OU=Kodomofukushihokembu OU=Kodomoseishonenkyoku OU=Yokohama City L=Kanagawa O=Local Governments C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年12月3日
有効期限	令和8年11月4日
シリアル番号	5b 87 37 19
フィンガープリント	89 5a 0d c2 61 bf c8 d2 c6 e4 8f b8 01 34 38 16 3e c2 f5 6a

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1 を用いる。表示するブラウザの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。